

調べて納得 !!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2026年1月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金における事業主の協力等」です。

## 第44講 「個人型年金における事業主の協力等」

(確定拠出年金法第78条ほか)

企業型年金が従業員のために事業主が実施する確定拠出年金であるのに対し、個人型年金は、自助努力による老後の資産形成を支援するために国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金です。そのため、事業主は個人型年金の実施について責任を負うものではありませんが、従業員が個人型年金加入者である場合には、事業主も一定の範囲で個人型年金の実施について協力することが求められています。個人型年金における事業主の協力等に関する規定としては、確定拠出年金法第78条(個人型年金についての事業主の協力等)があり、この他に確定拠出年金法施行規則第61条(個人型年金加入者を使用する事業主への書類の提出の請求)などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第78条(個人型年金についての事業主の協力等)

第1項 厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

第2項 (略)

確定拠出年金法施行規則第61条(個人型年金加入者を使用する事業主への書類の提出の請求)

(2024年12月改正)

第1項 連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第70条第2項の規定による納付の申出をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

第1号 厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所並びに連絡先

第2号 当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

確定拠出年金法第70条(個人型年金加入者掛金の納付)

第1項 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

第2項 第2号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

以下(略)

確定拠出年金法第78条は、個人型年金における事業主の協力を努力義務として定めた規定です。第1項には厚生年金保険の被保険者である従業員が個人型年金加入者である場合には必要な協力をするように努めなければならないこ

とや、個人型年金加入者に対して、法令等が遵守されるように指導等に努めなければならないことが定められています。

協力等が求められる事項には様々なものがありますが、まず、確定拠出年金法施行規則第61条に基づいて事業主に求められる「事業所登録」があります。これは、個人型年金の掛金を事業主を介して納付（事業主払込）している事業所であることを登録するものです。なお、従来は、納付方法によらず、厚生年金保険の被保険者である従業員が個人型年金の加入者となる場合には事業所登録をする必要がありましたが、企業年金プラットフォーム（PF）の整備に伴い、2024年12月より、事業主払込により掛金を納付する事業所のみが登録対象となりました。

事業所の登録は、その事業所で初めて個人型年金加入者が事業主払込により掛金を納付することを申し出た場合に行います。もっとも、民間企業の場合は、事業所の登録として単独の手続をする必要はなく、後述の「事業主払込に関する事業主の確認・証明」の際に、事業所の名称や掛金の引落口座の情報などを記入することにより行うことができます。一方、公務員など共済組合員が初めて事業主払込による掛金の納付を申し出た場合には、事前に事業所登録を行う必要があります。なお、事業所の登録が行われると登録事業所番号が通知されますので、各種届出の際に記入します。

登録事業所の事業主が協力すべき事項としては、①事業主払込に関する事業主の確認・証明、②掛金の納付、③源泉徴収および年末調整などがあります。

①「事業主払込に関する事業主の確認・証明」とは、厚生年金保険の被保険者である個人型年金加入者の掛金の払込に関する確認・証明のことです。確認・証明が必要となる場面としては、従業員が新規に個人型年金に加入し事業主払込を希望する場合や、現に個人型年金に加入している従業員が掛金の納付方法を個人払込から事業主払込に変更、あるいは事業主払込から個人払込に変更する場合、個人型年金加入者が転職先で事業主払込での掛金の納付を希望する場合が挙げられます。確認・証明は、「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書」に記載されている納付方法や理由のうち該当するものにチェックをし、事業所名等を記入することにより行われます。なお、証明書を国民年金基金連合会等に提出するのは従業員なので、事業主は従業員から証明書への記入を求められたときにこれに応じる必要があります。この際に、他にも提出が必要な書類があればその旨を従業員に伝えることも事業主に求められる協力等の1つとされています。

②「掛金の納付」とは、厚生年金保険の被保険者である従業員が、個人型年金の掛金を事業主払込で納付することを希望した場合に、事業主が納付に係る事務を行い、掛金を納付することです。掛金の納付を個人払込にするか事業主払込にするかは従業員が任意に決めることができます。従業員が事業主払込を希望したときは、事業主は正当な理由なく事業主払込を拒否することはできません（確定拠出年金法第70条第3項）。「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書」でも、従業員が事業主払込により掛金を納付することを希望しているにもかかわらず個人払込とする場合には、その理由を記載することになっています。

③「源泉徴収及び年末調整」については、個人型年金の加入者掛金を考慮して源泉徴収及び年末調整を行うことが求められています。これは、個人型年金の加入者掛金が小規模企業共済等掛金として源泉徴収及び年末調整の控除対象となることによるものです。なお、年末調整は事業主払込をしている個人型年金加入者の分だけでなく、個人払込により掛金を納付している個人型年金加入者についても、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が事業主に提出された場合は加入者掛金を控除して年末調整を行います。事業所登録をしていない事業所でも、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が提出された場合は年末調整を行う必要があります。この事項に関する事業主の協力等については、所得税法等に基づいて定められる源泉徴収事務の取扱い等を遵守することが求められます。

事業主の協力等については、確定拠出年金法上は「個人型年金加入者に必要な協力」や「個人型年金加入者が法令等を遵守するための指導や助言」と定められていることから、内容が限定されるものではありませんが、主な事項については具体的な内容を理解しておく必要があります。

※記載内容は2026年1月1日現在の法令に基づくものです。直近の法改正部分は赤字となっております。また、条文の主要な内容を示す箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。